



在カンボジア日本国大使館

## 在留邦人の皆様へ

平成22年5月7日

### ～ 在外選挙人登録について ～

在外選挙では、衆議院議員選挙と参議院議員選挙双方の国政選挙に投票できますが、投票を行うには、事前に在外選挙人名簿に登録を済ませ、在外選挙人証を受領しておく必要がありますので、以下のとおりご案内いたします。

なお、本年7月頃には、参議院議員選挙の実施が予定されています(選挙日及び投票日は未定)。

#### 1. 在外選挙人名簿への登録資格

- (1) 満20歳以上の日本国民であること。
- (2) カンボジア国内に3ヶ月以上滞在していること。但し、3ヶ月未満の方は、当館にて申請書をお預かりし、3ヶ月経過時に改めて本人に確認を行い、登録の手続きを行うことができます。
- (3) 本邦に住民票が残っていないこと。住民票が残っている方は登録できません。

#### 2. 申請に必要な書類

- (1) 登録申請書(当館領事窓口に備え付けてあります)
- (2) パスポートなどの身分証明書
- (3) 住宅賃貸契約書など住所を確認できる書類(在留届を提出されている方は不要です)

#### 3. 登録申請手続き

お預かりした登録申請書は、日本国内の最終住所地の市区町村選挙管理委員会へ送付します。在外選挙人名簿に登録されると、投票に必要な在外選挙人証が、市区町村選挙管理委員会より当館に送付されてきます。この往復の手続きに約2ヶ月程度を要しますので、これから申請される場合は、投票に間に合わない可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

#### 4. その他

- (1) 在外選挙人証を紛失した場合は、再発行の手続きが必要になります。
- (2) 一時帰国の際に、国内に転入届を提出して住民票を作成されると、4ヶ月後に自動的に在外選挙人名簿から抹消されます。この場合、改めて申請手続きが必要となります。

●ご不明な点は、以下までお問い合わせ下さい。

在カンボジア日本国大使館 領事班

電話 023-217161～164

電話交換業務時間: 平日午前8時～正午、午後2時～午後5時45分

領事窓口受付時間: 平日午前8時～正午、午後2時～午後4時30分

メール(領事班専用): [consular.jpn@pp.mofa.go.jp](mailto:consular.jpn@pp.mofa.go.jp)